

# 「富山県高波災害義援金」募集要綱

社会福祉法人富山県共同募金会

## 1 趣 旨

平成20年2月24日に発生した高波は県内各地に大きな被害をもたらし、特に県東部では床上浸水や家屋の倒壊などその被害は甚大で、入善町では継続的に救助を必要とすることから災害救助法が適用された。

富山県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施する。

## 2 義援金の名称

富山県高波災害義援金

## 3 受付期間

平成20年3月5日（水）から平成20年4月30日（水）まで

## 4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	
ゆうちょ銀行		00790-8-370	社会福祉法人富山県共同募金会
北陸銀行	県庁内支店	(普) 4179362	社会福祉法人富山県共同募金会災害義援金

- ※ 郵便局窓口での振込手数料は無料となりますが、通信欄に「富山県高波災害義援金」と記入してください。
- ※ 北陸銀行本店及び各支店からの振り込みについては無料です。
- ※ 上記以外の他銀行からの振り込みについては、有料扱いとなります。

## 5 現金書留による送金（受付期間内は、料金免除）

〒930-0094

富山県富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館内  
社会福祉法人富山県共同募金会

- ※ 宛名のところに「救助用」と明記する。

## 6 義援金の配分

富山県、日本赤十字社富山県支部、本会、報道機関など関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分する。

## 7 領収書の発行

寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付する。

本会は、各共同募金会に希望者の領収書を発送する。

## 8 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成20年3月5日から施行する。